

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 29(オ)4	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	不動産所有権移転登記抹消登記手続請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 31 年 5 月 10 日	原審裁判年月日	昭和 28 年 12 月 22 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 10 卷 5 号 487 頁		

判示事項	不動産共有者の一人のみによる登記簿上の所有名義人に対する登記抹消請求の許否
裁判要旨	不動産共有者の一人はその持分権に基き、単独で当該不動産につき登記簿上所有名義を有する者に対しその登記の抹消を請求することができる。

全文

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人弁護士桑江常善の上告理由第一点について。

本件におけるがごとくある不動産の共有権者の一人がその持分に基き当該不動産につき登記簿上所有名義者たるものに対してその登記の抹消を求めることは、妨害排除の請求に外ならずいわゆる保存行為に属するものというべく、従つて、共同相続人の一人が単独で本件不動産に対する所有権移転登記の全部の抹消を求めうる旨の原判示は正当であると認められるから、論旨は採ることができない。

同第二点について。

原判決挙示の証拠によれば、Dが実弟たる控訴人（上告人）名義に仮装して本件登記をなしたとの原判示認定を肯認することができるし、また、原判決は、第一審判決とは異つて被上告人等が共同相続をしたとの被上告人の主張事実を是認したものであるから、所論の審理不届は認められない。なお、不法原因給付であるとの主張は、原審で主張しなかつたところであるから、原判決が民法七〇八条の解釈を誤つたとの主張は採用することができない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 斎藤悠輔 裁判官 真野毅 裁判官 岩松三郎 裁判官 入江俊郎）

※参考：判例タイムズ 60 号 48 頁、ジュリスト 110 号 70 頁